

「スマホスタート応援割」提供条件書

1. 概要

「スマホスタート応援割」は、「スマホスタートプランベーシック」にお申込みの 22 歳以下のお客様について、au のご利用料金を割り引く特約です。さらに、ご家族が「au マネ活プラン+」「au マネ活プラン」にご加入の場合、割引額を増額します。

2. 提供条件

(1) 受付期間

2024 年 12 月 3 日(火) ~ 2025 年 8 月 31 日(日)

※2025 年 5 月 7 日までの割引対象料金プランのお申込みをもって、特典②の新たな適用を終了します。

(2) 適用条件

区分	適用条件
特典①	<p>次の全てを満たすこと。</p> <p>ア 表 1 の割引対象料金プランにお申込み(対象料金プラン間の変更のお申込みは除きます。)いただくこと。</p> <p>イ アのお申込み時点の契約者(利用者登録をされている場合は、利用者とします。)の年齢が 22 歳以下であること。</p> <p>ウ その回線について、特典①の適用を過去に受けていないこと¹。</p> <p>エ その回線の契約者名義(利用者登録をされている場合は、利用者名義とします。)で、特典①の適用を現に若しくは過去に受けていないこと。</p>
特典②	<p>次の全てを満たすこと。</p> <p>ア 特典①の適用を受ける回線と同一の au スマートバリュー/家族割プラスグループに、表 2 の家族向け料金プランにお申込み又はご加入のご家族の回線² が属していること。</p> <p>イ その回線について、特典②の適用を過去に受けいないこと¹。</p>

*1: 各特典の適用を受けた回線が番号移行又は MNP 後に再度 au にご加入された場合も、「各特典の適用を過去に受けた回線」となります。

*2: 家族向け料金プラン以外への変更、譲渡、承継、新たな利用者登録又は登録利用者の変更の申込みがあったものは除きます。

【表 1: 割引対象料金プラン】

対象料金プラン ³
スマホスタートプランベーシック 5G、スマホスタートプランベーシック 4G

*3: 「スマホスタートプランベーシック」「スマホスタートプランライト」提供条件書に定める適用条件を満たした方がご加入いただける料金プランです。

【表 2: 家族向け料金プラン】

対象料金プラン ^{*4*5}
名称に「au マネ活」を含む料金プラン

*4: 受付を終了している料金プランにお申込みいただくことはできません。

*5: 今後、対象料金プランを変更する場合があります。

(3) 内容

区分	内容 ^{*6}
特典①	最大 6 ヶ月間、au のご利用料金から税抜額 1,500 円(税込額 1,650 円)/月を割引
特典②	特典①の割引額を、税抜額 980 円(税込額 1,078 円)/月増額

*6: 詳細は「3. 重要事項」をご確認下さい。

3. 重要事項

(1) 本特約の適用・廃止について

【共通】

- 適用条件を満たした日の翌月ご利用分から特典を適用します。
- 端末の故障修理や代用機貸し出しなど所定のお手続き中又は新規契約若しくは機種変更のお手続きが完了していないときは、特典の適用が遅れる又は適用しない場合があります。
- 割引対象料金プランの基本使用料が日割の場合、割引額も日割します。
- 割引対象料金プラン以外の料金プランへの変更、解約、一時休止、譲渡、承継、新たな利用者登録又は登録利用者の変更のお申込みがあった場合、特典の適用は当月利用分をもって終了します。ただし、月の初日に対象料金プラン以外への変更が行われた場合、前月利用分をもって特典の適用を終了します。

【特典②】

- 適用条件を満たさなくなった場合、当月利用分をもって特典の適用を終了します。

(2) その他のご注意事項

- 法人契約のお客様は対象外です。
- KDDI/沖縄セルラーが実施する他のサービス・キャンペーンとは併用できない場合があります。
- 別途、基本使用料、通話料、データ通信料、オプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等がかかります。
- 別途契約にかかる費用は店頭にてご確認ください。
- 本提供条件書及び契約約款等(au(5G)通信サービス契約約款、au(LTE)通信サービス契約約款その他 KDDI/沖縄セルラーの各契約約款及び各規約をいいます。以下同じとします。)の規定により支払いを要する額は、本提供条件書及び契約約款等に記載の税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

■提供条件書について

- ・KDDI/沖縄セルラーは、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、KDDI/沖縄セルラーは、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- ・電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、KDDI/沖縄セルラーからの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、KDDI/沖縄セルラーのホームページにその内容を掲示します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。契約約款等の詳細は、KDDI/沖縄セルラーのホームページでご確認いただけます。

■作成日:2024 年 12 月 3 日

■最終更新日:2025 年 9 月 1 日